

「鎌倉市廃棄物の減量化、資源化及び処理に関する条例の一部改正」に対する  
意見募集の結果について

鎌倉市廃棄物の減量化、資源化及び処理に関する条例の一部改正について、貴重なご意見をいただきありがとうございました。

いただきましたご意見に対する市の考え方を次のとおり公表します。

1 意見募集方法等

(1) 意見募集期間

平成 24 年 7 月 2 日（月）から平成 24 年 8 月 1 日（水）まで

(2) 意見募集方法

ア 市ホームページへの掲載

イ 市役所本庁舎 1 階ロビー、各支所等で配布

ウ 一般廃棄物収集運搬許可業者など事業者への配付

2 意見募集結果

(1) 意見総数 17 件

内訳	窓口	1 件
	郵送	4 件
	FAX	6 件
	電子メール	6 件

(2) 意見に対する市の考え方

以下のとおり

	いただいた意見	市の考え方
1	本条例の改定に賛成します。 なお、改善勧告や受入拒否の規準を明確にするための審議会の設置についても提案します。	事業者への改善勧告や受入拒否につきましては、指導基準の規程を作成し、統一的に運用します。
2	事業系廃棄物の減量について私見を申し述べます。 1 資料の事業系ごみの組成を見るとプラスチックが 16%を占めていますが、これは産業廃棄物ですから、本来市の施設で受け入れられるものではないはずで す。 2 また、紙類の写真を見ると、厚紙やくしゃくしゃになった包装紙などかと思受けられますが、これはミックスペーパーとして製紙原料となる資源です。 3 上記、1. 2を指導することが必要と考えます。 4 そのためには、まず、排出事業者である商店、オフィス等に、①事業者が排出する廃プラスチックは産業廃棄物であるから、市の施設には搬入できず、事業者の責任で処理すること。②事業者が排出する廃棄物は一般廃棄物と産業廃棄物に区分し、それぞれ、市や県の許可を受けた処理業者と契約すること。③紙は、OA	ご指摘のとおり、排出事業者に対しては、ごみの分別方法や排出方法についてチラシ配布等を通じて情報提供を行っていますが、現状ではまだ十分に周知が行き届いていない現状もあると考えています。今後は、事業者への個別訪問等により分別や排出方法の指導を行うとともに、業種別、商店街別の両面から個々の団体の会員や組合員に直接説明していきます。 また許可業者に対しても、今回の条例改正に合わせて、改めて指導を行います。 分別の指導を行うだけでなく、3Rを積極的に進める事業者への表彰制度や許可業者の優良認定などの推奨制度は、有効であると考えられるため、今後の施策の参考とさせていただきます。 また、ご提案頂いた商店街単位での契約につきま

<p>紙、新聞、雑誌、段ボール、ミックスペーパーに分別すれば、一般廃棄物として市の施設で焼却するものは、ごく少なくなり、排出事業者の処理費用が削減できること。④廃プラスチックも固形燃料化したり、熱源としてサーマルリサイクルができること、を排出事業者のところへ市の職員が出向いて指導するべきと考えます。</p> <p>5 次に、許可業者の指導です。一般廃棄物の許可業者については廃プラなどの混載をしないこと、紙類の資源化を排出事業者にも勧めることなどを市が指導し、産業廃棄物の許可業者については県と連携して指導することが必要と思います。</p> <p>6 さらに、3Rを積極的に進め、環境の美化に努める事業者は市長が表彰制度を設け、許可業者についても国の優良認定のように、差別化をすることが事業者にとっても、許可業者にとってもインパクトになると考えます。</p> <p>7 また、現状がどうなのかわかりませんが、例えば小町通りの商店街は、個々の商店がそれぞれ許可業者と契約するとしても、商店連合会として推薦する2～3の業者と契約することにより収集の効率化、費用の軽減、排出ガスや騒音の削減がはかれるはずですが、このことは、なかなか困難とは思いますがぜひ実現して、他都市のモデルになってほしいと思います。(早稲田の商店街がやっていたかも・・・)</p> <p>* 鎌倉市のリサイクル率全国2番は立派ですね。収集の職員の方は感じもよく、丁寧な仕事をしていると感じています。収集の経験を経て、清掃行政の事務についているのですか？</p>	<p>しては、収集効率化や経費の削減の手法として考えられます。収集運搬の許可業者と商店街の契約に関することでもあり、市が積極的にシステム化を行うことは困難ではありますが、事業系ごみの収集体制について、引き続き先進事例等を研究していきます。</p> <p>最後に頂いたご意見につきまして、事務職員のほか、収集経験が有る職員が従事する場合も有ります。今後も市民の方により良いサービスを提供していけるよう心掛けていきたいと思ひます。</p>
<p>3 条例の内容について意見はありません。</p> <p>一般家庭で分別してゴミを出している自分にとって、事業所にて細分化した分別が無いのは、気持ち悪い事でした。少しでもゴミを減らして資源化できる様、皆で協力してゆきたいと思ひます。</p>	<p>事業系ごみの分別方法や排出方法について、チラシ配布等を通じて情報提供を行っていますが、現状ではまだ十分に周知が行き届いていない現状もあると考えています。今後は、事業者への個別訪問等により分別や排出方法の指導を行うとともに、業種別、商店街別の両面から個々の団体の会員や組合員に直接説明していきます。</p> <p>今後とも皆様のご協力をお願いいたします。</p>
<p>4 事業系一般廃棄物の分別の徹底を図るため条例改正をしっかりと行って下さい。その時々で対応が異なる事が問題だと思ひます。「事業系ごみ」が大きな事業所、小商い、ボランティアと10キロ(?)13円との話も段階が</p>	<p>事業者への改善勧告や受入拒否につきましては、指導基準の規程を作成し、統一的に運用します。</p> <p>事業者の種類や規模によって処理手数料を変へることは困難ですが、現在、家庭系ごみの戸別収集</p>

	<p>必要ではないでしょうか。まして、45 円の経費が 13 円だと他地域からの持込みもあるのではと考えてしまいます。</p> <p>特例を作り、その時々対応が異なると、なかなか先に進まないのではないのでしょうか。</p> <p>大変なお仕事ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。</p>	<p>の実施に伴い、少量排出事業者への対応について廃棄物の減量化及び資源化推進審議会にて検討しています。</p> <p>また、事業系ごみの処理手数料が県内で 3 番目に廉価であるため、他地域からの流入につながる恐れもあることや、処理経費とのバランスから、処理手数料の改定につきましても、現在、廃棄物の資源化及び減量化推進審議会にて検討しています。</p>
5	<p>市提示の改正案に賛成致します（事業系分）。一般家庭から出るものについての具体的な処理計画を提示下さい。</p>	<p>一般家庭を含め一般廃棄物の処理基本計画につきましては、市のホームページで閲覧できます。</p> <p>また、市役所環境部資源循環課で冊子を配付していますので、ご利用下さい。</p>
6	<p>1 改正の内容（1）～（7）について賛成です。</p> <p>2 改正の内容（8）については改正の趣旨で、事業系ごみの分別の徹底をはかるために定めるとあるにもかかわらず、（8）は家庭から出るごみの排出に關することであり、改正の趣旨に反するので、反対です。</p> <p>3 今回の意見公募は既存の条例の一部改正に関するにもかかわらず関係条文が明記されていないのは遺憾です。鎌倉市意見公募手続条例第 5 条は行政手続法第 39 条に違反している可能性があります。</p> <p>4 今回の意見公募が改正案を検討するための事前調査であり、改正案を示せないのならその旨を明記すべきです。ただし、その場合は審議会（鎌倉市廃棄物減量化及び資源化推進審議会）の答申を踏まえているのか否かを記述するべきでしょう。</p>	<p>改正の内容（8）については、事業系ごみの排出方法の明文化と併せて、家庭系ごみの排出方法について分かりやすく明文化するものであり、家庭系ごみの排出につきましては、新たに規制するものではありません。</p> <p>関係条文が明記されていないことについてのご意見につきまして、鎌倉市意見公募手続条例の規定では、策定に至った背景、趣旨、目的等を公表することとなっています。そのため、市民や事業者の皆様にとっては改正条文そのものよりも、改正内容がより判りやすい資料により意見公募を行った方が良いと判断したものです。ご指摘の点は、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、地方公共団体の定める命令等を定める行為について、第 39 条は適用除外となっているため、違反ではありません。なお、市では法の趣旨に則り、行政手続条例及び市民意見公募条例を定めています。</p>
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「事業系ごみの排出業者」に対する、「処理計画遵守の明文化」、「改善勧告」、「公表」、「命令」、「（期限を定めて）受入拒否」は至極当然なことであり、可及的速やかに「条例改定」を行い早期に実施すべきである。その中で、「受入拒否」の場合だけでなく、前 3 段階に於いても具体的な期限及び回数を明記して、「改定」を周知徹底し実効を担保すべきである。更に、悪質な業者には「罰金」又は「過料」等の措置も講ずるべきである。</li> <li>・「搬入事業者」についても、上記「排出業者」に対すると同じ措置（「期限」及び「回数」の明記と「罰金」</li> </ul>	<p>排出事業者に対しては、分別の徹底を図るため、指導基準の規程を作成して、段階的な措置を講じてまいります。</p> <p>他市では、ごみの分別をしていない市民および事業者に対して、命令に反する場合には罰金を科している市町村もありますが、排出事業者に対しては、他市の事例からも公表や（期限を定めた）受入拒否が抑止力につながると聞いています。</p> <p>また、搬入事業者については、様々な事業所から排出された廃棄物を収集し、搬入している場合が多く、分別が悪い廃棄物に関しては受入拒否ができる</p>

	<p>等)を講ずべきである。</p> <p>・家庭からのごみ排出についての文書整理等による明文化に当っては、他所のクリーン・ステーション等に放置する者(個人でも業者でも)に対する「罰則」措置も併せて明記すべきである。</p>	<p>よう定めませんが、期限を定めた受入拒否は過度な措置になりかねません。また、回数につきましては、違反の内容等より対応が異なるため、詳細は指導基準の規程で定める予定ですが、悪質なケースにつきましては、法令に基づき収集運搬業を取り消すことができるとしています。</p> <p>クリーンステーションの位置や排出者については地域のルールで決めていただいているため、市では、個人が他所のクリーンステーションに放置した場合の罰則を科すことはできませんが、事業者がクリーンステーションにごみを放置し、不法投棄となった場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で罰則等の措置が定められています。</p>
8	<p>当事業所は、日頃よりごみの分別を徹底しておりますが、さらにごみの減量・資源化を各セクションに認識させる為にも、一般廃棄物の出し方・分別の受入基準一覧等を各事業所へ配布を願いたい。</p>	<p>今年1月に許可業者を通じて分別に関するパンフレットを各排出事業者に配付していますが、今後も説明会等を通じて事業者に配付します。</p> <p>なお、分別に関するパンフレットは市役所又は市のホームページで入手できます。</p> <p>また、条例施行規則で定める受入基準につきましては、今後ホームページ等で公表していく予定です。</p>
9	<p>提言1 分別の徹底</p> <p>年間4万トンの燃やすごみの大雑把な内訳が家庭系26,000トン、事業系14,000トン。その中で、資源ごみの混入が各々約23/28.5%、つまり約6,000/4,000トンの計10,000トンあるというデータに基づき、家庭系・事業系とも分別徹底を促進することにより、市の削減目標達成に大きく近づくと考えられます。</p> <p>施策①排出事業者のごみ出し袋に名前を明記させる。</p> <p>施策②戸別収集・有料化が開始により、中小規模事業者が、家庭系ごみのクリーンステーションにごみを排出することができなくなり、排出者の責任の明確化と分別の徹底が進むと思われる。</p> <p>施策③廃棄物減量化等推進員や各自治・町内会の役員を通し、分別徹底の必要性を鎌倉市民に周知徹底させる。</p> <p>提言2：事業系ごみの焼却料金の値上げ</p> <p>施策①市の焼却コストがキロ当たり42円に対し、キロ13円しか徴収出来てない状況の改善が必要。調布市や小金井市はキロ当たり50円程度徴収していると聞く。値上げにより資源物混入を防ぎ分別</p>	<p>提言1の排出事業者のごみ出し袋の記名につきまして、事業系ごみを受入する際に回収した事業者名を提示させるとともに、ごみの中身を確認することにより事業所を特定することは可能であると考えています。(他市においても同様の対応で事業所名を特定しています。)</p> <p>中小規模事業者につきましては、ご指摘のとおり、戸別収集の開始により、排出者の責任が明確化するとともに、クリーンステーションへの排出ができなくなります。</p> <p>また、現在、廃棄物減量化等推進員の方や自治・町内会の皆様には、ごみの減量、分別について説明するとともに、自治・町内会で3Rに向けた活動をしていただくよう、奨励しています。</p> <p>提言2の事業系ごみの焼却料金の値上げにつきましては、県内で3番目に廉価であるため、他地域からの流入につながる恐れもあることや、処理経費とのバランスから、現在、廃棄物の資源化及び減量化推進審議会で検討しています。</p>

	<p>徹底に繋がる。</p>	
<p>10</p>	<p>例えば、此の問題（事業系のごみ処理代、現状 15 円）をかゝえて居る当事者が個人会社で有ったらどうですか。そんな生ぬるい事は言って居る場合では無いでしょう。自分に直接関係ないからと、甘い、弱い、何事も遅い。（私には重い問題だと伝わって来ない）</p> <p>役所の人、仕事を他人様の様に、穏かに、何事もなく納めてばかり居る。</p> <p>市民のために働くのだからもっと毅然と自信を持って対応してほしい（頼りない）</p> <p>役人だからと上からものを言っただけは困るがみんなの為に力強く、熱意を示してほしい。</p> <p>実状 45 円かかるのに 15 円とは何事ですか。情無い。正しい話を心からぶつかって話して下さい。真剣さ真心で訴えてほしい。心を打って来る様に、出来ればその場面を見てみたい。</p> <p>（無難な道より、苦難を超えた満足感はないよりの無い味わいだ、私は思うのですが）</p>	<p>本市のごみ減量・資源化施策につきまして、市民や事業者の皆さまにご協力いただけるよう、引き続き皆様に訴えていきます。</p>
<p>11</p>	<p>1 「受入基準」と「処理計画」の内容が分からないので、改正を施行する前に案を教えてください。</p> <p>2 条例を改正するよりも、3割の混入について調査し、原因を特定し、対策をとる事の方が重要だと思います。</p> <p>例えば、</p> <p>① 3割の原因が、一部の悪質な事業所である場合→ 直接市が指導し、改善させた方がより効果的に混入ごみを減らせると思います。</p> <p>② 3割の原因が、ゴミの分別に協力している鎌倉市内に事業所から少量づつ混入したものの合計である場合→ 2005年にゴミの分別が開始されてから企業側の負担が増えており、また、ゴミの中には判別が難しい物もあり、企業のみでは完璧にゴミの仕分けができないと思われるので、これ以上企業側の負担を増やさないという観点から、混入する資源物や産廃が1割～3割程度であれば市で処理していただければ有難いです。</p> <p>3 条例により規制を強めても受入拒否をしたらそれが原因で不法投棄行為が増加し、環境破壊につながる可能性があるため、市が最後まで責任をもって処理した方がよいと思います。</p>	<p>ご指摘のとおり、条例改正施行前に、受入基準と処理計画をホームページ等でお示しします。</p> <p>現状で事業系ごみを展開検査すると、残念ながら少量づつ異なるごみが混入しているというよりは、大幅に混入しているごみが多く見受けられます</p> <p>条例の受入拒否につきましては、ご懸念いただきましたとおり、不法投棄につながらないよう慎重に指導してまいります。</p>

12	<p>この書類が本日 7/31 に届きました。遅すぎます。8/1 に期限では検討する時間がありません。再度、期限を延長して早急にやり直して下さい。(重要な条例だと思いますので)</p>	<p>鎌倉市市民意見公募手続き条例の規定に基づき、平成 24 年 7 月 2 日 (月) からホームページや市役所支所等においてお知らせしており、期間は適正であると考えています。</p> <p>条例改正の時期や公平性を鑑み、期限を延長することは難しいと考えています。</p> <p>各事業所の皆さまへの通知は、条例の規定に基づく必要な周知とは別に、より広く周知するために一般廃棄物収集運搬許可業者を通じて配付したものです。</p>
13	<p>今回の改正は、事業系ごみの受け入れ基準、違反者への対応を明確にすることによって、事業系ごみにおける資源物混入を防ぎ、分別の徹底に向け効果を期待できたもので一定の効果は期待できると考える。しかしそれは全事業者の 2/7 についての話であって、残りの 5/7 相当する約 5000 の事業者の事業系ごみ (おそらくクリーンステーションに出されているのではないかと推測される) の分別・資源化には有効なものとはなり得ないと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者の定義付けを行うべき <p>事業系ごみといっても量的にも質的にも様々で、事業者の中には事業系ごみを出しているという自覚のない事業者も少なからず存在するのではないか。</p> <p>そこで、まず事業者の定義付け、あるいは絞込み線引きを行い、その内容の周知徹底をおこない、事業系ごみを排出しているとの意識を持たせることが必要である。その上で事業系ごみの処分負担(有料)と分別資源化を徹底させる方策を採るべきである。</p> </li> <li>・事業系ごみの受け入れ基準は現実を踏まえたものにすべき <p>事業系ごみは、収集運搬許可業者に委託するか、直接搬入を義務付けるとしているが、それだけでは全ての事業系ごみを捕捉することは不可能である。委託や直接搬入するには事業系ごみの排出が量的に少なく対応できにくい事業主への配慮に欠けているからだ。このような事業主には事業者用有料ごみ出し袋を設定し、それを使ってのクリーンステーションへのごみ排出を認めることが必要である。</p> </li> <li>・事業系ごみの排出責任を明確にすべき <p>分別の徹底を促進させる為に、排出事業者にはごみ出し袋に事業者名を明記させる必要がある。事業者名</p> </li> </ul>	<p>ご指摘のとおり、今回の条例改正では、クリーンステーションに排出している事業者に対する対策を行うことはできません。そのため、現在、家庭系ごみの戸別収集の実施に伴い、少量排出事業者への対応について、廃棄物の減量化及び資源化推進審議会で検討しています。</p> <p>事業系ごみを受入する際に回収した事業者名を提示させるとともに、ごみの中身を確認することにより事業所を特定することは可能であると考えています。(他市においても同様の対応で事業所名を特定しています。)</p> <p>また優良事業者へのインセンティブにつきましては、有効なことであるため、先進事例等を参考に制度を研究していきます。</p>

	<p>の記載なきごみ袋は受け入れ拒否すべき。</p> <p>その一方で分別・資源化をしっかりと行っている事業者には優良事業系ごみ出し事業者である旨のシールを与え、そのシールがたまると処分負担金の割引を行うなどのインセンティブを与えるべきと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭ごみの収集方式変更に対応したシステムを構築すべき</li> </ul> <p>以上の方策は、ゴミの有料化や戸別収集といった施策と極めて密接なかかわりを持っているので、今後のごみ処理システムの見直しの中で事業系ごみを可能な限り補足できるシステムを構築すべきと考える。</p>	
14	<p>今般、市が検討されている条例の一部改正の内容は、事業系ごみの排出方法の明文化、違反者に対する改善勧告、改善なき場合は排出事業者の公表、命令、更には受け入れ拒否など、排出事業者及び搬入事業者双方をカバーする内容で、構想されていて、資源物混入を防ぎ、分別の徹底に向け効果が出てくるものと大いに期待できます。</p> <p>とくに「受け入れ拒否」の明文化は重要で、市のごみ削減に対する厳しい姿勢を示していく必要があります。すでに一般家庭では資源物の混入が著しい場合は回収されないにも拘らず、事業者には緩やか過ぎました。</p> <p>また、市が公表している事業系ごみ焼却量の数字は全事業者を網羅しておらず、条例の根底となるごみ排出者の選別が重要です。以下が具体的な提案ですので、よろしくご検討ください。</p> <p>提案 1</p> <p>まず、事業者の定義付けを行い、事業者と認識されたものは、クリーンステーションへのごみ排出を禁止する。必ず、収集運搬許可業者に委託するか、直接搬入を義務付ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内で活動している約 7000 の事業者の内、収集運搬許可業者と契約しているのは約 2000 事業者で、直接搬入を行っているのは数 10 社というデータから、大半の中小事業者はクリーンステーションに排出しているのではないかと推測される現状の改善が必要です。</li> <li>・事業者でありながら一般家庭ごみとして、素知らぬふりしてクリーンステーションに排出した場合、どうしたらそうした違反を検知し、改善させることができるか、歯止めのための工夫をしておかなくてはなりません</li> </ul>	<p>ご指摘のとおり、事業系ごみの分別徹底を図るためには、クリーンステーションに排出している事業者への対策が必要となります。そのため、現在、家庭系ごみの戸別収集の実施に伴い、少量排出事業者への対応について廃棄物の減量化及び資源化推進審議会にて検討しています。</p> <p>少量排出事業者の規模や排出袋の金額設定につきましては、審議会答申後、皆様にお示しします。</p> <p>事業系ごみを受入する際に回収した事業者名を提示させるとともに、ごみの中身を確認することにより事業所を特定することは可能であると考えています。(他市においても同様の対応で事業所名を特定しています。)</p> <p>ごみ排出マナーの周知につきましては、分別徹底するために必要不可欠であるため、事業者への個別訪問等により分別や排出方法の指導を行うとともに、業種別、商店街別の両面から個々の団体の会員や組合員に直接説明していきます。</p>

ん。

- ・ 条例第2条、定義を見直し、一般家庭と区別できるよう事業系一般廃棄物を定義します。

#### 提案2

分別の徹底を促進させるために、排出事業者にはごみ出し袋に事業者名を明記

すること、事業者名の記載なきごみ袋は受け入れ拒否とする。

- ・ 市内で営業する排出事業者に、地元を良くしたいと思う心があれば、市が直面している問題解決に協力するのは決して難しいことではないと考えます。
- ・ 排出事業者の責任の明確化と意識改革に役立つと考えます。

#### 提案3

上記提言においては、その基本的な主旨の確認を得た上で、今後より実効あるものにしていくために、提案1に書いたような事業者の定義づけ、絞り込み、その他の関連する項目の整備が必要となる。

しかしこれらの方策は、ごみの有料化や戸別収集といった施策と極めて密接なかかわりを持っているので、今後のごみ処理システムの見直しの中に含ませて提案されるべきものとする。

より具体的には、

- ・ 経過措置として、現在一般家庭が排出できるごみ量の上限は1家庭5袋ですが、5袋上限を利用して事業者がクリーンステーションに排出したケースが見受けられるので、これを早急に見直します。人口1人当たりごみ排出量は1日1100グラムで、単純に計算しても上限としては2～3袋で十分。ただし、植木剪定材など資源物の場合は5袋を上限とします。
- ・ 戸別収集・有料化後には、認定された事業者とそうでない事業者とを、一般のクリーンステーション利用者（一般家庭）が認識できるような工夫が必要。市が事業者として認定した中小事業者のごみも回収するのであれば、袋を区別し、当然一般家庭よりも収集手数料（ごみ袋代金）を高く設定する必要があります。これらの店舗や事業所に収集手数料の費用負担をしてもらうこと、あるいは財源をひねり出すことは、市財政難の折向かうべき方向です。
- ・ 鎌倉では地域ごとさまざまなタイプの中小事業者団体ができつつあるようですが、団体としてごみ排出マ



	<p>ナーを徹底し、鎌倉市の持続的なごみ削減に寄与してもらえよう、事業者向けの研修会議を定期的開催するべきです。</p>	
15	<p>排出事業者、私達は廃棄物の規定に従い分別の徹底を図り1人1人の意識の向上に勤め搬入業者の業務がスムーズに遂行されるよう、今後も協力を惜しまない。</p> <p>※改定に至っては良いと思う。これからも（環境の良い町づくり）推進を。</p>	<p>今後ともごみの分別について、皆様のご協力をお願いいたします。</p>
16	<p>・事業系ごみの排出に関する改正の内容（1）から（7）まで（記述省略）のフローに関する意見</p> <p>この行政手法は、実効性が伴い継続できるのか疑問です。</p> <p>[理由]</p> <p>平成13年「鎌倉市みんなでごみの散乱のない美しいまちをつくる条例（通称 クリーンかまくら条例）」が制定されました。</p> <p>その中の第10条 自動販売機設置事業者回収容器設置義務を課し、違反者には「指導」「勧告」「公表」する。としながら、条例制定から11年、未だ決めごとが徹底されていませんし、担当部署の熱意も伝わらず今日に至っています。</p> <p>・家庭系ごみの戸別収集と有料化</p> <p>鎌倉市が平成26年実施予定の家庭系ごみの戸別収集と有料化は、排出者責任を明確にする手法であり、事業系ごみもまた、ごみ出しの段階で排出者を明確にする方法を導入すべきと考えます。</p> <p>・対案 排出事業者責任の明確化とルール</p> <p>処理券シールの導入を提案します。排出事業者が処理券シールを購入し名前を書いて袋に貼り、出す方法です。</p> <p>排出事業者は市販の袋を購入し、名前を書いた処理券シールを袋に貼り、ごみを出します。排出者責任を明確にすることで、資源物混入などの混入が防止でき、混じていた場合の迅速な対応もしやすくなり、担当部署の負担も軽減され、ルールも定着しやすいと考えます。</p> <p>・導入事例 東京都文京区、新宿区、千代田区、世田谷区など</p> <p>新宿区処理券価格：10㍻10枚綴り／610円、20㍻10枚綴り／1,220円、45㍻10枚綴り／2,740円、70㍻5枚綴り／2,135円 処理券は区内コンビニで購入、剥がそうとすると悪用を防止するため「半額シール」のよう</p>	<p>今回の条例改正に合わせて、来年1月から市の焼却施設に事業系ごみの検査機を導入する予定です。</p> <p>検査機の導入により、ごみ分別の指導強化を行うとともに、違反者に対する受入拒否などの規定を定めることで、実効性を高めたいと考えています。</p> <p>ご例示いただいた排出事業者の処理券シールにつきましては、少量排出事業者のごみを区が収集する時に購入し、事業者名を記名する制度です。</p> <p>現在、家庭系ごみの戸別収集の実施に伴い、少量排出事業者への対応について廃棄物の減量化及び資源化推進審議会にて検討しています。</p> <p>排出方法を処理券シール制とするか、有料袋にするか手法は未定ですが、いずれにしても排出者責任を明確化することは必要であると考えています。</p> <p>事業系ごみを受入する際に回収した事業者名を提示させるとともに、ごみの中身を確認することにより事業所を特定することは可能であると考えています。（他市においても同様の対応で事業所名を特定しています。）</p>

	<p>に破れやすくなっているそうです。</p> <p>新宿区処理券価格設定の根拠：手数料 32.50 円/kg</p>	
17	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排出事業者の分別を進めるといふ市の姿勢が明文化されており、改正案は評価できる。</li> <li>・命令に従わない業者の受入拒否も、良い対応だと考える。</li> <li>・この条例の趣旨を市民、事業者にもっと知らせる手段を検討してほしい。</li> <li>・事業系ゴミの受入費用が他市と比べて安いという批判がある。条例改正にあわせ、こちらも検討すべきと考える。</li> <li>・家庭ゴミは、戸別収集でコストが4億円も余分にかかると聞いている。1万tの削減を達成するには事業系ゴミの対策が不可欠。厳しく対処してほしい。</li> </ul>	<p>条例改正の施行前に、説明会や資料配付等を通して、市民や事業者の皆様に条例の趣旨をお知らせする予定です。</p> <p>事業系ごみの処理手数料が県内で3番目に廉価であるため、他地域からの流入につながる恐れもあることや、処理経費とのバランスから、現在、廃棄物の資源化及び減量化推進審議会で検討しています。</p>

(参考) 意見募集期間終了後に提出された意見

1	<p>ゴミの回数券についての要望です。</p> <p>燃えるゴミは 400 円の券ですが、人数の少ない事業所（自店は 2 名か 1 名）は燃えるゴミがそこまで出ません。しかし、溜めておくには生ごみがありますので、置いておけません。やはり週 1 回は出します。</p> <p>400 円の他に 100 円単位で小さいゴミ袋でも出せるようにして下さい。</p>	<p>ごみの回数券につきましては、排出事業者と収集運搬業者との契約になるため、収集運搬業者には、ご要望について伝えます。</p>
2	<p>家庭ゴミは減少傾向にある中、事業系ゴミは横ばいで推移しているのであれば、事業系ゴミを減少させるには分別の徹底はやむを得ないのではないのでしょうか。</p> <p>当社は既に、可燃ゴミ、紙、プラスチックに分別してゴミを出しております。</p>	<p>今後とも皆様のご協力をお願いいたします。</p>